ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

障害福祉報酬改定検討チーム	
第69回（R8.11.16）	資料３

令和8年度障害福祉従事者処遇状況等調査結果のポイント

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和８年度障害福祉従事者処遇状況等調査の概要

○　調査の目的　　障害福祉従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、障害福祉報酬改定のための基礎資料を得る。

○　調査対象等

・　調査対象　　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害者支援施設（施設入所支援）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

・　抽出方法　　層化無作為抽出法により抽出

・　調査時期等

	令和7年度調査	令和8年度調査
調査時期	令和7年8月 （令和6年9月と令和7年7月の給与等を調査）	令和8年8月 （令和7年7月と令和8年7月の給与等を調査）
調査客体数	13，806施設・事業所	14，659施設・事業所
有効回答数	6，937施設・事業所	7，360施設・事業所
有効回答率	50．2%	50．2%

令和８年度障害福祉従事者処遇状況等調査結果のポイント①

○　**福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における障害福祉従事者（常勤の者）の平均給与額**(※１)については、令和７年７月と令和８年７月を比較すると、**２１，２６０円の増（＋６．１%）**となっている。

※　福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額については、２０，６７０円の増（＋６．５%）となっており、令和７年度の調査結果を上回っている（令和６年９月と令和７年７月を比較すると、１６，９７０円の増（＋５．４%））。

○　また、**基本給等**(※２)**について**、令和７年７月と令和８年７月を比較すると、**１３，６８０円の増（＋４．９%）**となっている。

※　福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等については、１２，７７０円の増（＋５．０%）となっており、令和７年度の調査結果を上回っている（令和６年９月と令和７年７月を比較すると、１１，１１０円の増（＋４．５%））。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和７年７月	令和８年７月	差　額
障害福祉従事者の平均給与額（常勤の者）	３４９，０４０円	３７０，３００円	＋２１，２６０円
福祉・介護職員の平均給与額（常勤の者）	３１７，３９０円	３３８，０６０円	＋２０，６７０円
障害福祉従事者の基本給等（常勤の者）	２７７，６００円	２９１，２８０円	＋１３，６８０円
福祉・介護職員の基本給等（常勤の者）	２５４，０００円	２６６，７７０円	＋１２，７７０円

※１　平均給与額 ＝ 基本給（月額）＋ 手当 ＋ 一時金（４～７月の支給金額の１／６。賞与等含む。）
※２　基本給等 ＝ 基本給（月額） ＋ 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）
※３　金額は１０円未満を四捨五入している。
※４　調査対象となった施設・事業所に、令和７年度と令和８年度ともに在籍している福祉・介護職員の給与（定昇込み）について比較している。

令和8年度の加算の取得状況	本調査（R8．7時点）	参考）国保連データ※
福祉・介護職員等処遇改善加算　総数	86．6%	87．7%
① 加算（Ⅰ）イ	18．1%	22．6%
② 加算（Ⅰ）ロ	33．8%	27．9%
③ 加算（Ⅱ）イ	11．1%	12．7%
④ 加算（Ⅱ）ロ	9．6%	12．1%
⑤ 加算（Ⅲ）	10．3%	10．0%
⑥ 加算（Ⅳ）	3．8%	2．4%
福祉・介護職員等処遇改善加算 ※計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援	69．3%	58．5%

※　国保連データ（令和８年６月サービス提供分）

賃金改善の実施方法（複数回答）	
ベースアップにより対応	58．3%
賞与等の引き上げまたは新設	53．6%
定期昇給	51．0%
既存の各種手当の引き上げ	22．8%
各種手当の新設	14．7%

福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位４つを掲載	
事務作業が煩雑	18．4%
申請業務ができる職員がいない	10．6%
算定要件を達成できない	9．5%
対象施設・事業所の制約のため困難	5．6%

給与等を引き上げた理由（複数回答） ※引き上げる予定の場合も含む	
令和７年度障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の補助金を踏まえて給与等を引き上げた	41．3%
令和８年度障害福祉報酬改定を踏まえて引き上げた	54．0%

令和８年度障害福祉従事者処遇状況等調査結果のポイント②

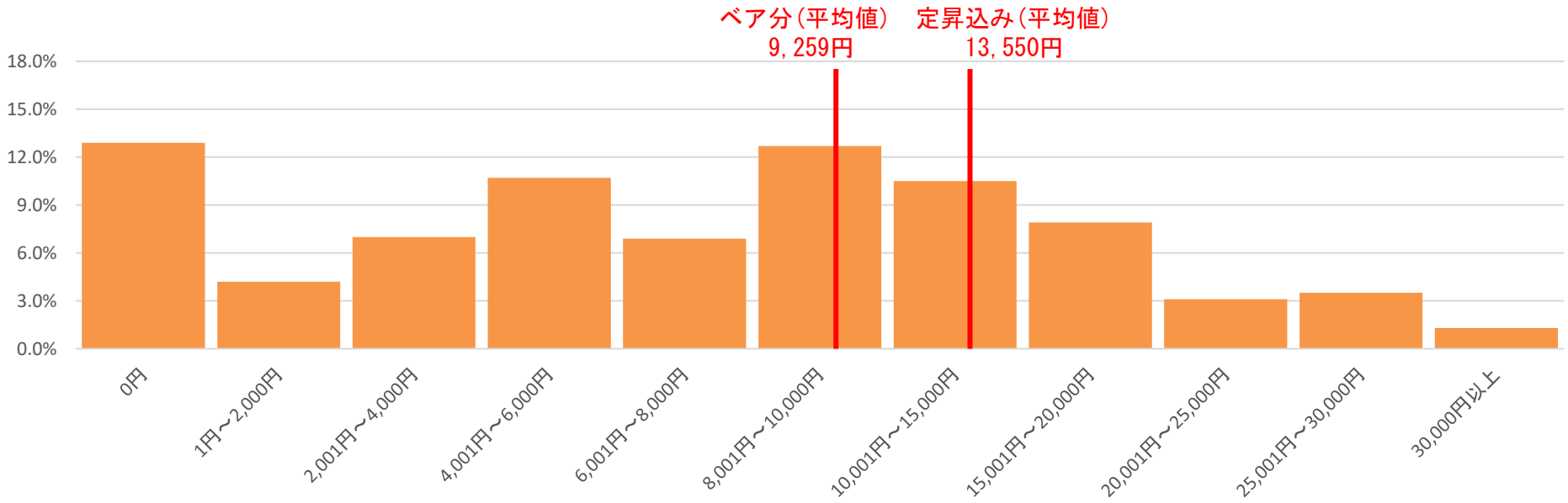
○　福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所において、ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を明確に分けて把握している施設・事業所は３，１６１施設・事業所であり（回答施設・事業所の約５割）、それらの施設・事業所におけるベースアップによる賃金改善額の平均額は９，２５９円であり、それらの施設・事業所における福祉・介護職員の基本給等を用いてベースアップ率を計算すると、３．６％となっている。

■令和８年度に行ったベースアップによる賃金改善の状況

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所	6，118	12，770円（5．0%）

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率	
			ベア分
ベアによる賃金改善額と定昇による賃金改善額を分けて把握している施設・事業所	3，161 （令和8年）	13，550円 （5．3%）	9，259円 （3．6%）

■ベースアップによる賃金改善額の分布



※　「ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を分けて把握している」と回答した施設・事業所の集計

令和８年度障害福祉従事者処遇状況等調査結果のポイント③

○　令和７年度障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の補助金を申請した施設・事業所は５，０５２施設・事業所であり、今回の調査対象施設・事業所のうち６９．５%が申請している。

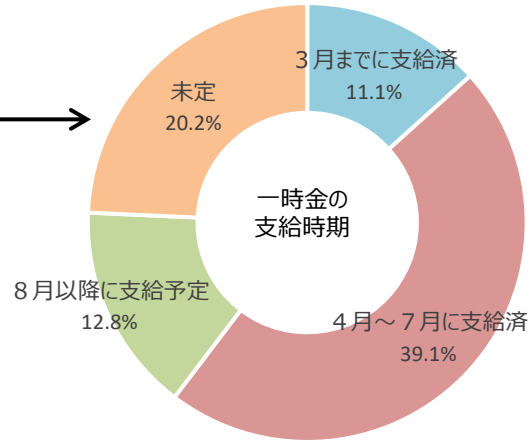
○　賃金改善に充てた施設・事業所について、賃金改善に充てる所要額から常勤換算職員１人あたりの金額を算出すると、支給額は７４，６１１円となっている。

障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の申請状況	
申請済み	69．5%
申請していない	30．5%

常勤換算職員１人当たりの賃金改善額	
賃金改善額	７４，６１１円

障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の申請を行わない理由（複数回答） ※相談支援以外、上位３つを掲載	
事務作業が煩雑	18．5%
本事業のことを知らなかった	11．9%
申請業務をできる職員がいない	10．9%

賃金改善の実施方法（複数回答）	
一時金（賞与や毎月決まって支払われる手当以外の手当）の支給	83．2%
基本給または毎月決まって支払われる手当の引き上げ	32．7%



障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の申請を行わない理由（複数回答） ※計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援	
事務作業が煩雑	15．6%
申請要件を満たしていない	10．2%
本事業のことを知らなかった	10．2%